

犬を飼ったら

飼い始めてから
30日以内!

登録と狂犬病予防注射をしましょう

飼犬の登録 生涯一回

- お住いの市町村窓口で登録
- 登録すると【鑑札】が交付されます



狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村では、マイクロチップの登録を行えば、【マイクロチップ】が鑑札とみなされるので、【鑑札】は交付されません

詳しくはお住いの市町村窓口にお問い合わせください



【マイクロチップについて、詳しくは裏面を参照ください】

狂犬病予防注射 毎年 4月～6月

- 集合注射会場もしくは動物病院で注射
- 注射後に市町村窓口で手続きをすると、【注射済票】が交付されます



集合注射会場ではその場で手続きが可能ですが動物病院で手続きが可能なお店もあります
詳しくはお住いの市町村窓口にお問い合わせください

交付された鑑札や狂犬病予防 注射済票を飼犬に装着



- 犬が迷子になってしまったら、すぐに保健所・動物愛護センター・警察へ届け出ましょう
- 登録や狂犬病予防注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金が科せられることがあります
- 飼犬が人をかんでしまったときは保健所へ届出をし、犬に獣医師による検診を受けさせましょう
- 犬には係留義務があります（囲いの中で飼うか、ロープなどにつないで飼いましょう）
- 散歩は犬を制御できる人が行い、引綱は短く保持しましょう

※オンラインで届出ができます【犬猫等の逸走・保護届けオンライン申請】



ちば